



提供年月日：平成18年(2006年)10月17日
部局名：総務部
所属名：予算調整課
担当名：予算調整第一担当
担当者名：高砂、江島
内線：3181
電話：077-528-3181
E-mail：be00@pref.shiga.lg.jp

平成19年度当初予算編成要領について

1 基本方針について

“もったいない”を活かす滋賀県政

“もったいない”という言葉は、滋賀県に根付く、生活哲学と言っても過言ではありません。“もったいない”というのは、物事の本質的な価値ですが、それが失われたり、損なわれたりすることを“もったいない”と言います。

平成19年度予算編成においては、“もったいない”を活かす滋賀県政、を基本方針に据え、生活者の感覚を生かし、県民の幸せづくりと地域振興につながるよう、全庁挙げて取り組むこととします。

2 基本的な考え方について

本県の財政状況は、景気回復による県税収入の増加や、累次の歳入・歳出両面からの抜本的な改革により、一定の改善傾向を示しているものの、県債残高の増加に伴う公債費の増加や今後多額の退職手当が見込まれるとともに、基金残高もごく僅かになるなど、依然厳しい状況と言わざるを得ません。

また、三位一体の改革が平成18年度に決着を見たところですが、税源移譲の実現など一定評価できるものの、地方交付税が大幅に削減され、本県の財源不足が拡大するなど、大きな影響を受けたところです。今後、国において、歳出・歳入一体改革が進められると、その内容によってはさらに厳しい状況が見込まれるところです。

このような中で、私たちの世代だけではなく、子や孫が生きる時代にも、豊かさと幸せを実感できる、「次世代育成型」の社会を目指していくことが、今を生きる我々の責務であり、そのためには、財政収支の均衡に加えて、県債残高を極力増やさないように配慮していくことが重要です。

また、施策構築に当たっては、「対話でつなぐ県政」の実現に十分留意することとし、その地域に暮らす生活者の視点や生活現場からの発想など、県民本位の立場に立ち、参加と提案を踏まえ、魅力ある地域づくりを目指すことも極めて大切です。

このような観点から、現行の「財政危機回避の改革プログラム」(以下「改革プログラム」という。)の最終年度に当たる平成19年度当初予算編成においては、改革プログラムに沿った取り組みを着実に実行することにより、平成19年度において見込まれる約560億円の財源不足を全庁挙げて縮減するなど、引き続き緊縮型で編成することとします。

また、「平成19年度県政運営の基本的考え方について」(平18.9.8滋企調第475号政策調整部長通知、滋予調第353号総務部長通知)を踏まえ、知事が提示したマニフェスト(以下「マニフェスト」という。)に掲げられた緊急提言や政策提案について、実現方策等を十分検討の上で県の施策とし、“もったいない”を活かす「次世代育成型」の県政に優先的に取り組むとともに、滋賀県中期計画(以下「中期計画」という)の「10の戦略」等(マニフェストの緊急提言や政策提案の趣旨に合致しないものを除く)の重点的な推進を図ることとします。

こうしたことから、予算見積りに当たっては、職員一人ひとりが厳しい財政状況や県の果たすべき役割、本県の将来のあるべき姿を共有しつつ、悲観的にならず、絶えず前向きに対処していくという健全な危機意識を持ち、良いところは継承し、改めるべき点は変革するなど、創意工夫に努めること。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算枠は、平成18年度当初予算額を基礎に、改革プログラムにおける最終年度の取り組みや、当然増減事業に係る経費等を加味しながら、収支フレーム全体を勘案して設定します。

なお、各部局にあつては、配分される予算枠を厳守し、その範囲内で、優先順位を厳しく見極めながら、次の事項に留意して見積ること。

- (1) 改革プログラムの内容に沿いつつ、マニフェストに掲げられた緊急提言や政策提案を踏まえた県施策ならびに中期計画の「10の戦略」等の施策の効果的な推進に向けて、施策・事業仕分けの視点や取り組みを各部局で活用するなど、既存施策の自主的・主体的な点検や見直しを進め、限りある行政資源を効率的・効果的に活用するという観点から、真に必要、緊急かつ有効な事業について見積ること。
- (2) 県の会館等公共施設を含む大規模な事業については、既存施設の有効活用を十分検討することとし、既に着手済みのおよび取り組みが具体化しているもので、知事との協議を了し、事業実施の方針が決定されているもの以外は、原則として要求を認めないこと。
- (3) マニフェストに掲げられた緊急提言や政策提案を踏まえた県施策ならびに中期計画の効果的な推進を図るための重要課題等に適切に対処するため、一般財源ベースで概ね10億円の予算上の特別枠を設けます。

なお、対象となる事業、取組については、マニフェストの県施策化等の協議を了しているものとし、財政危機回避のための改革に取り組んでいるという趣旨を踏まえ、十分に精査し、見積ること。

- (4) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成19年度琵琶湖森林づくり事業にかかる庁内公募の実施について(平18.10.17付け滋林緑第761号琵琶湖環境部長通知)」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積ること。

なお、当該事業を実施する場合における平成19年度の予算枠の取り扱いについては、別途協議することとします。

- (5) 圏域振興事業については、「圏域振興事業」の取扱いについて(平17.10.18付け滋企調第618号、滋予第444号政策調整部長、総務部長通知)に基づき、適切に見積ること。
- (6) 各部局の経営努力等を予算に反映する取り組みとして、次の取り扱いを行うこととします。

平成18年度の予算執行等において、経費削減の努力や工夫を行ったことにより経費の削減が図れるものについて、予算調整課と協議し、削減額の1/2相当額の範囲内を、別途必要な事業に充てることとします。

平成18年度に行われる施策・事業の仕分けの視点や取り組みを各部局で活用するなど、改革プログラムを超える既存施策の制度的な見直し等により、配分される予算枠(当然増等を除く)の一部を留保して見積もった場合、当該留保相当額を、平成20年度の予算枠に加算することができることとします。

これまでにない新たな発想により歳入確保、増収対策に取り組むもの(未利用県有地の売却を除く)については、当該増収相当額を、別途必要な事業に充てることとします。

- (7) 扶助費(法令に定めるものに限る)、恩給および退職年金費、税交付金、予備費、国直轄事業負担金、災害復旧費等については、所要額を的確に見積ること。

4 留意事項について

- (1) 政策的な経費については、後年度負担、類似事業との均衡等の観点から、一定調整を行うこととしますが、その他の経費の取り扱いについては、原則として各部局に委ねることとします。

また、各部局にあつては、創意工夫を凝らすことにより、予算編成事務の負担軽減、効率化に努めること。

- (2) 税収見積もりや、国の予算編成、歳出・歳入一体改革に基づく地方財政対策等の動向を見極めながら、その詳細が判明次第、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。
- (3) 国庫補助負担金改革により税源移譲等一般財源化された事業にあつては、地方の自由度、裁量を高めるといった改革の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた施策構築を図ること。
- (4) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したもまたは残高が少額で存在意義が乏しいものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。

(5) 3(6) のほか、改革プログラムによる見直しに加え、平成19年度に策定予定の新しい財政構造改革プログラム(以下「新プログラム」という。)における見直しの先行的な取り組みとして、既存施策の制度的な見直し等を行った場合、当該見直しについては、新プログラムの策定の際に、一定考慮することとします。

なお、新プログラムにおける見直しの先行的な取り組みの取り扱いについては、別途通知します。

(6) 予算編成過程について、公表する予定としていますので、事務処理について留意すること。

5 その他

(1) 予算見積書の提出期限は、11月17日(金)とします。

(2) 職員給与費に係る見積りについては、別途通知します。

(3) 詳細な内容等については、別途通知します。